スポーツ公園野球場照明設備更新工事

図面No.	図　面　名　称	図面No.	図　面　名　称	図面No.	図　面　名　称	図面No.	図　面　名　称
特01	特記仕様書　(No.1)	A01	工事概要・面積表・案内図・配置図	S01	構造設計標準仕様	E01	配置図・配管配線図
特02	特記仕様書　(No.2)	A02	既存配置図	S02	鉄筋コンクリート構造配筋基準	E02	既存高圧受変電設備単線結線図
特03	特記仕様書　(No.3)	A03	既存照明塔鉄骨部解体図	S03	鉄骨構造標準図	E03	キュービクル改修図・照明器具表
特04	特記仕様書　(No.4)	A04	既存照明塔基礎廻り解体図	S04	ボーリング柱状図	E04	新規照明塔　鉄塔（1）電気設備図
特05	特記仕様書　(No.5)	A05	新規照明塔　仕上表・平面図・正面図・側面図	S05	杭伏図・基礎詳細図	E05	新規照明塔　鉄塔（2）電気設備図
		A06	仮設計画図	S06	照明塔各図	E06	新規照明塔　鉄塔（3）電気設備図
		A07	施工ヤード範囲図 (1)	S07	照明装置架台詳細図	E07	新規照明塔　鉄塔（4）電気設備図
		A08	施工ヤード範囲図 (2)	S08	塔内タラップ詳細図 (1)	E08	新規照明塔　照明塔角度図
		A09	外構計画図 (1)	S09	塔内タラップ詳細図 (2)	E09	新規照明塔　避雷針設備図
		A10	外構計画図 (2)	S10	マンホール詳細図	E10	撤去配置図
						E11	撤去照明塔　撤去照明塔配線・盤結線図 (No.1・2塔)
						E12	撤去照明塔　撤去照明塔配線・盤結線図 (No.3・4塔)

上 越 市

工事名称
スポーツ公園野球場照明設備更新工事

令和　４年　３月　（全　３７枚）

工　事　概　要

1.工事場所　上越市春日新田２丁目　地内　　2.敷地面積　21032.63㎡

3.工事内容　野球場用の既存照明塔を撤去し、照明塔新設を行う

4.工事種目（建物概要）

建　物　名　称	工事種別	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
野球場照明施設	更新	Ｓ造				

仕　様　書

Ⅰ．　共　通　仕　様

１　本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　平成３１年版」（以下「標準図」という。）による。
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成３１年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

２　標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)　「工事請負契約書」を「上越市財務規則（昭和46年4月29日上越市規則第35号）別記（第173条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)　「監督職員」を「監督員」に読み替える。

３　次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下[ ]は、改修標仕の項目を表示）
(1)　第１編 第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ｱ)、(ｽ)及び(ｳ)
(2)　〃　1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2)
(3)　〃　1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(1)
(4)　〃　1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(2)及び(3)

４　標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
第１編　第１章　1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(ｷ)
〃　1.6.2 [1.10.2] 技術検査

別　表

号	項　目	置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項	
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義	(ｱ)　「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。
		(ｽ)「 書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
		(ｳ)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第47条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第49条）
(2)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	(1)　工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（一般社団法人 公共建築協会）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。
		(2)　使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。 ただし、ＪＩＳ（日本工業規格）に該当するものであることを示す表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 (7)　建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材 (4)　建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (9)　特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等	(1)　現場に搬入された機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (a)　工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳのマークを確認できる場合 (b)　建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1 [1.10.1] 工事検査	(2)　約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(3)　(1)から(2)までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第47条及び第49条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．　特　記　仕　様

凡　例

（１）　章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。
（２）　特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。
○印と ※ 印のある場合は、両方を適用する。
（３）　根拠項目の(a-b.c.d)は、標仕の第a編b章c節d項を表す。
根拠項目の[a-b.c.d]は、改修標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
① 一般事項	① 工事実績情報の登録 2　概成工期 3　内部の工事期間等	請負工事費５００万円以上の場合登録する。 ※　無　・　有　（工期　令和　年　月　日） 着手　令和　年　月　日 ～ 終了　令和　年　月　日　までとする。 次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※　現場調査　・	(1-1.1.4) [1-1.1.4] (1-1.2.1) [1-1.2.1]
	⑤ 電気工事士	契約電力５００ＫＷ以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。 ※　第１種電気工事士　・　特種電気工事資格者（非常用予備発電装置）　・　認定電気工事従事者	
	⑥ 発生材の処理等	＜表－４＞「発生材の処理等」のとおり。	
	⑦ 完成図等	下記のものを作成し提出する。 ※設計図の図面目録と同一の図面一式　※施工図一式 ※建物の保全に関する説明書（取扱説明書を含む。） ※下記による作成方法、提出部数とする。 ・ＣＡＤデータ化し、電子媒体（ＣＤ又はＤＶＤ）にて提出する。 ・図面は原図サイズに製本し、　・完成図 2部　・施工図 1部　提出 （表紙及び背表紙（可能な場合に限る）に工事名、受注者名を入れること） ・説明書はファイルに綴り　※ 2部　・　部　提出 ・その他監督員が指示した図面等　・　図　部　提出	(1-1.3.9) [1-1.9.1] (1-1.7.2)
	⑧ 施工図等の取扱い ⑨ 工事完成写真 ⑩ 工事施工状況写真	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　１　部 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方　建築設備編改訂第3版」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　１　部	[1-1.11.2] (1-1.7.3) [1-1.11.3]
	⑪ 他工事との取合い	＜表－５＞　工事区分表による。	
② 共通工事等	① 足場・さん橋等	※　別契約で関係受注者が定置した物は、無償で使用できる。 ・　本工事で設置する。	(1-2.1.1) [1-2.2.2]
	2　仮設間仕切り	※　別途工事　・　本工事	[1-2.2.3]
	③ 監督員事務所等	※　設けない ・　既設建物内の一部を使用する ・　仮設事務所内に監督員空間を　㎡程度確保する 監督員が使用できる備品として、次のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・　保安帽　２ヶ　・　雨具　着　・　長靴　足 ・　安全帯　２組	[1-2.2.7] (1-2.1.1) [1-2.2.7]
	④ 工事用水	構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない	[1-2.2.4]
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設　※　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない ・　既設設備に電力量計を設ける　・　発電機を使用する	[1-2.2.4]
	⑥ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 すべて受注者の負担とする。	[1-2.2.8]
	7　残土処理	※　構内指示の場所に敷き均し　・　構外搬出適切処理	
	⑧ 耐震施工	機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）２０１４年版」による。 （１）　設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、＜表－１＞設計用標準水平震度を乗じたものとする。 （２）　設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。	(2-2.1.13) [2-2.1.14]
	⑨ 塗装工事	ブルボックス鋼止塗装箇所　※　天井いんぺい部　※　シャフト内 上記以外のブルボックス　※　焼付塗装　・　調合ペイント２回塗 金属製露出電線管塗装箇所　※　屋外　・　電気機械室　・　シャフト	(1-2.7.1) [1-2.8.1]
	10　フラッシュプレート	図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き　※新金属製　・　樹脂製 電力設備　ジョイントボックス用　・　丸形　※　角形 通信設備　ジョイントボックス用　※　丸形　・　角形	
	⑪ プレートの用途表示	ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。	
	⑫ 盤類の仕上色	分電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５ 制御盤、配電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５	
	⑬ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない管路には１．２ｍｍ以上の導入線を挿入する。	(2-2.2.9)
	14　天井仕上区分	（室名）は直天井を示し、（　）なしの室名は二重天井を示す。	[2-2.2.9]
	⑮ 露出配管配線	改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。	
	16　再使用機器等	取かし再取付機器は、原則として清掃、調整、絶縁抵抗測定等を行った後取付ける。 ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督員に報告する。	[1-1.4.3]
	17　仮設備	仮設備期間（　・　図示　・　） 仮設備項目（　・　受変電　・　自家発　・　火災報知　・　防犯　・　電話　・　LAN）	[1-2.14.1]
	⑱ あと施工アンカー	＜表－２＞　あと施工アンカーによる。	
	19　機器取付高	＜表－６＞　機器取付高による。	[1-2.12.3]
	20　用語の説明	共通仕様の用語の定義によるほかく表－３＞用語の説明による。	
③ 構内配電線路	① 電気方式	・　高圧　３相３線式６ＫＶ　・　低圧　３相３線式（２００Ｖ） ・　低圧　単相３線式（１００／２００Ｖ）・　低圧　単相　線式（　Ｖ）	(2-2.11.1) ～ (2-2.12.6)
	② 配線方式	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式	
	③ ケーブル埋設シート	※　設ける。	
	④ 埋設深	・　高圧ＧＬ－０．６ｍ　・　低圧ＧＬ－０．３ｍ	[2-2.13.1]
	5　メッセンジャー線	※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　mm^2	～ [2-2.14.6]
	6　装柱機材	・一般形　・耐塩形	
	7　外灯接地	・単独　・共用	
	⑧ MH、HH 内支持材接地	・単独　※　共用	
	⑨ 接地極埋設標の省略	※　以下の箇所について省略する（・　電柱　※　外灯　※ＭＨ、ＨＨ） ・　省略しない	(2-2.13.14) [2-2.15.14]
	10　電柱名札	※　設ける	
④ 接地	① 種別	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　避雷器用 ・　ＥＬＣＢ	(2-2.13.1) [2-2.15.1]
	② 施工方法	・　一括　・　単独　・　メッシュ	
	③ 接地極	・　接地極埋設　・　構造体利用　・　補助接地極	
⑤ 電灯設備	① 電気方式	幹線　・　単相３線式　２００Ｖ／１００Ｖ　・　直流２線式　１００Ｖ 分岐　・　単相２線式　・　１００Ｖ　・　２００Ｖ）　・　直流２線式　１００Ｖ	(2-2.14.1) [2-2.16.1]
	2　配線用遮断器	定格遮断電流は、最小のもので対称値（　Ａ）以上とする。	
	3　非常用照明電源	・　電池内蔵形　・　電源別置形	
	4　フロアコンセント	・　収納形　・　上下動形	
	⑤ 予備ﾌﾞﾚｰｶｰ・ｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（　※　20%　・図示　）　ｽﾍﾟｰｽ（　※　なし　・図示　）	
	6　積算計器	・　無検定　・　検定付	

章	項目	特記事項	根拠項目
⑥ 動力設備	1　電気方式	幹線　・　３相　３線式　・ 電圧　・　２００Ｖ　・４００Ｖ	(2-2.15.1) [2-2.17.1]
	2　電動機の接地	・　単独接地　・　共掃接地（・　共通母線式　・　金属管接地式）	
	3　配線用遮断器	定格遮断電流は、最小のもので対称値（　Ａ）以上とする。	
	4　予備ﾌﾞﾚｰｶｰ・ｽﾍﾟｰｽ	予備ﾌﾞﾚｰｶｰ（　※　20%　・　）　ｽﾍﾟｰｽ（　※　なし　・　）	
	5　積算計器	・　無検定　・　検定付	
⑦ 雷保護設備	① 受雷部	・　突針　・　水平導体又はメッシュ導体　・　構造体利用	(2-2.17.1) [2-2.19.1]
	② 避雷導線	・　引下げ導線　・　構造体利用	
	③ 接地極	・　環状接地極　・　板状接地極　・　基礎接地極 ・　網状接地極　・　垂直接地極　・　放射状水平接地極　・	
	4　外部雷保護	・　レベルⅠ　・　レベルⅡ　・　レベルⅢ　・レベルⅣ	
	5　内部雷保護システム	・　あり　・　なし	
⑧ 受変電設備	① 電気方式	・　３相３線式　・　６ＫＶ	(3-1.1.1) ～ (3-2.3.3)
	2　区分開閉器	種類　・　気中　・　ガス	
		地絡継電器　・　方向性　・　無方向性　・	
	③ 盤形式	・　キュービクル形　・　高圧ｽｲｯﾁｷﾞｱ　・　開放形	
	4　主遮断装置	・　ＣＢ形（・　真空　・　ガス）　・　ＰＦ－Ｓ形	[3-1.1.1] ～ [3-2.4.3]
	5　操作方式	・　電動ばね　・　手動ばね　・　電磁	
	⑥ 変圧器	・　油入　・　モールド　・　高効率形	
	⑦ 高圧コンデンサ	・　油入　・　ガス絶縁　・　モールド	
	8　リアクトル	・　油入　・　モールド	
	9　避雷器	・　2.5kA　・　5kA　・　10kA　・　SPDｸﾗｽⅠ	
	10　絶縁監視装置	・　あり　・　なし	
	11　積算計器	・　無検定　※　検定付	
⑨ 静止形電源設備	1　直流電源装置	用途　・　非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・　受変電設備制御電源専用 ・	(4-1.1.1) ～ (4-3.3.2)
		蓄電池　・　ＨＳ形鉛蓄電池　・　ＭＳＥ形鉛蓄電池 ・　長寿命ＭＳＥ形鉛蓄電池　・　リチウム二次電池	[4-1.1.1] ～ [4-2.4.2]
		整流器容量（　Ａ）　負荷補償装置（　Ａ）	
	2　ＵＰＳ装置	用途（　）	
		出力電気方式　・　単相２線式　・　単相３線式　・　３相３線式	
		出力電圧　・　１００Ｖ　・　１００Ｖ／２００Ｖ　・　２００Ｖ	
		定格出力（　ＫＶＡ）	
		補償時間（　分以上）	
		給電方式　・　常時ｲﾝﾊﾞｰﾀ　・　ﾗｲﾝｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ　・　常時商用給電	
⑩ 発電設備	1　形式	・　キュービクル式　・　簡易式　・　オープン式	(5-1.1.1) ～ (5-1.4.13)
	2　用途	・　防災電源　・	
	3　発電機	電気方式　・　３相３線式　・　単相２線式　・　単相３線式	
		電圧　・　100V　・　200V　・　200V/100V　・	
		周波数　・　50Hz　・60Hz	[5-1.1.1] ～ [5-2.2.10]
		回転数　・　1500min^{-1}　・　3000min^{-1}　・	
		定格出力（　ｋＷ以上　ｋＶＡ以上）	
	4　原動機	種類　・ディーゼル機関　・ガスタービン　・ガス機関 ・マイクロガスタービン	
		定格出力（　ｋＷ以上）	
		始動方式　・　電気方式　・　空気式	
		冷却方式　・　水循環式　・　ラジエータ式	
		始動時間　※　４０秒以内　・　１０秒以内	
		始動用蓄電池　・　長寿命MSE（　Ah）　・	(5-1.6.1)
	5　燃料	・　軽油　・　Ａ重油　・　灯油	[5-2.4.1]
	6　制御方式	・　自動式　・　手動式	(5-1.7.1)
	7　燃料小出槽	（　Ｌ）	[5-2.5.1]
	8　主燃料槽	（　Ｌ）　・　専用　・　共用	(5-1.5.1)
	9　排気系統配管	排気管の断熱材（　※　ﾛｯｸｳｰﾙ　・　）　厚さ　mm	(5-1.8.1)
	10　ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	・　あり　・なし	(5-1.9.1)
	11　太陽光発電	太陽電池　・　結晶系シリコン太陽電池　・　アモルファスシリコン太陽電池	[5-2.3.1]
		出力（　ｋＷ）	[5-2.6.1]
		系統連系　・　あり　・　なし	[5-2.7.1]
	12　その他発電設備	・　あり　（　発電）　・　なし	
⑪ 構内通信線路	1　配線方式	※　地中線式（※　管路式　・　直埋式）　・　架空式	(6-2.10.1) ～ (6-2.11.4)
	2　ケーブル埋設シート	※　設ける。	
	3　埋設深	ＧＬ－　ｍ	[6-2.12.1] ～ [6-2.13.4]
	4　メッセンジャー線	※　第２種亜鉛メッキ鋼撚線　mm^2	
⑫ 構内情報通信設備	1　ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	・　10BASE-（Ｔ，Ｆ）　・　100BASE-（TX，FX）　・　1000BASE-（Ｔ，SX，LX）	(6-1.5.1) [6-2.16.1]
		・　2.5GBASE-T　・　5GBASE-T　・　10GBASE-（SR，LR，ER，LX4，Ｔ）	
	2　ポート数	・（　）	
	3　通信プロトコル	※TCP/IP　・（　）	
	4　PoE	電力供給機器（・　・　）	
	5　無線LAN	通信方式　・１：１　・N:N　・１：N	
		最大伝送速度　・11Mbps　・54Mbps　・600Mbps　・6.9Gbps	
	6　時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	
⑬ 構内交換装置	1　交換装置	・　デジタルPBX　・　IP-PBX　・　VoIPサーバ　・　VoIPゲートウェイ ・　ボタン電話装置	(6-1.6.1) [6-2.16.1]
	2　局線応答方式	・　分散中継台方式　・　局線中継台方式　・　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式 ・　ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝｸﾞｲﾔﾙ方式　・　ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾗｲﾝ方式	
	3　局線種別	・　デジタル　・　アナログ	
	4　回線数	局線　・　電話回線（　回線以上）　・　専用回線（　回線以上） 内線　・　電話回線（　回線以上）　・　データ端末等（　回線以上）	
	5　電話機取付台数	・　ボタン電話機（　台）　・　内線電話機（　台）　・　多機能電話機（　台） ・　IP電話機（　台）	
	6　局線表示盤	（　回線）	
	7　保安器接地	・　本工事　・　別途工事	
	8　付加サービス機能	・　可変短縮ダイヤル　・　不在転送　・	
	9　電源装置	・　停電補償時間　時間以上	
	10　時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	

章	項目	特記事項	根拠項目
14 情報表示設備	1　ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ装置	・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式情報表示盤　・　液晶式情報表示盤 ・	(6-1.7.1) [6-2.17.1]
	2　出退表示装置	表示方法　・　発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ式　・　液晶式 表示盤　・壁掛形　・　卓上形	
	3　時刻表示装置	親時計形式　・　壁掛形　・　ラック形　・　自立形 回線数　回線 時報予時計　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形 チャイム　親時計に　※　内蔵　・　別置壁掛形　・　時報予時計に組込 時刻補正（　）	
15 拡声設備	1　用途	・　一般放送用　・　非常放送用　・　併用	(6-1.9.1) [6-2.19.1]
	2　増幅器	・　卓上形　・　キャビネットラック形　デスク形	
	3　出力	（　W）	
	4　マイクスタンド	・　床上形　・　卓上形（・　高さ調整式　・　固定式）	
	5　アンテナ	・　ホイップ　・　ＦＭ（材質　）　・ワイヤレスマイク用	
16 誘導支援装置	1　種別	・　障害者用インターホン　・　外部受付用インターホン　・　ﾄｲﾚ等呼出装置 ・　インターホン　・　テレビインターホン　・　音声誘導装置　・受付呼出装置	(6-1.10.1) [6-2.20.1]
	2　接続方式	・　親子式　・　相互式　・　複合式	
	3　通話方式	・　交互通話式　・　同時通話式	
	4　テレビインターホン	・　撮像範囲固定式　・　撮像範囲調整式	
17 テレビ共同受信装置	1　通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	(6-1.11.1) [6-2.21.1]
	2　アンテナ	・　ＵＨＦ（・全帯域用　・帯域（　）））	
18 テレビ電波障害防除装置	1　ヘッドエンド	・　鋼板製　・　アルミ製	(6-1.12.1)
	2　機器収容箱等	・　合成樹脂製　・　アルミダイキャスト製　・　鋳鉄製　・　鋼板製	
19 監視カメラ装置	1　伝送方式	・　アナログ伝送方式　・　ネットワーク伝送方式（　※TCP/IP　・　） ・　デジタル同軸伝送方式	(6-1.13.1) [6-2.22.1]
	2　通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	
	3　カメラ	・　レンズ（・　標準レンズ　・　広角レンズ　・　望遠レンズ　・　） ・　電源供給方式（　）	
	4　モニタ装置	・　解像度（　）	
	5　録画装置	・　デジタル記憶媒体容量（　） ・　時刻補正機能（　方式）	
	6　時刻同期装置	・　標準電波　・　公衆回線　・　ラジオ放送　・　ＧＰＳ ・　地上デジタル放送　・　ＮＴＰサーバー	
20 火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	1　受信機	・（　型　級　回線）　・（・　単独　・　複合） ・（・　自立形　・　壁掛形）	(6-1.16.1) [6-2.25.1]
	2　副受信機	・（　回線）　・（・　単独　・　複合） ・（・　自立形　・　壁掛形）	
	3　発信機	・　専用総合盤（※　埋込形　・　露出形）に組込 ・　消火栓箱組込　・　単独設置	
	4　表示灯	※　ＡＣ２４Ｖ　・　ＤＣ２４Ｖ　・　ＡＣ１００Ｖ	
	5　消火栓ポンプ始動	・　発信機と連動　・　単独押しボタンを設置	
	6　感知器	※　作動確認灯付とする	(6-1.17.1) [6-2.26.1]
	7　連動制御器	・（　回線）　・（・　単独　・　受信機と一体）	
	8　自動閉鎖装置	・　防火戸用（※　本工事　・　別途） ・　防火シャッター用（・　本工事　※　別途）　・（※　磁石式　・　レリーズ式）	(6-1.18.1) [6-2.27.1]
		・　防火ダンパー用（・　本工事　※　別途）	
	9　非常警報装置	・　機器一体形　・　各機器単独設置　・　緊急地震放送対応	
	10　通信用ＳＰＤ	・　カテゴリＣ２　・　カテゴリＤ１	
21 ガス漏れ火災警報設備	1　受信機	・　本工事　・　別途	(6-1.19.1) [6-2.28.1]
		・（　形　回線　※　火報盤と一体形　・　単独）	
	2　検知器	・　都市ガス用　・　ＬＰガス用	
	3　中継器	・（　回線）	
22 防犯設備	1　工事範囲	・　配管工事　・　機器実装	(6-1.15.1) [6-2.24.1]
	2　受信機	・（　回線）	
	3　警戒方式	・　マグネット式　・　赤外線式	
23 試験	1　機材の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。 ・ ・	(1-1.5.7) [1-1.6.8]
	2　施工の試験	標準仕様書によるほか、次のものを追加する。 ・　一般照明照度測定（改修は工事前後の測定を行うこと） ※　文部科学省学校環境衛生基準　・ＪＩＳ照度基準 ・　化学物質の濃度測定　測定する化学物質の種類（　） 測定方法（　） 測定対象室及び測定箇所数（　） ・　総合動作試験	[2.2.20]
24 臨時検査	1　対象機器	本工事にて次の機器を工場で行う臨時検査対象とする。 ・ ・	

工事名称	図面名称	縮尺	基本施図・実施図・検図・完成図	承認	検図	担当者	製図者	備考
スポーツ公園野球場照明設備更新工事	特記仕様書（1）		,19 01			竹原	渡辺	1. 2. 3.

空間設計堂（くうかんせっけいどう）
住所／新潟県上越市大潟区土底浜3843-11　TEL025-535-5710
管理建築士　竹原哲二
一級建築士登録番号２６９８７０号

図面番号 No. 特 01

章	項目	特記事項	根拠項目
25 追加特記事項	① 公共事業労務費調査	※　協力する。	
	② 工事監理方式	共同監理　（・）あり　※　なし	
	③ 適用基準等	・営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修） ※　工事運行ﾏﾆｭｱﾙ（上越市都市整備部建築住宅課作成）	
	④ 総合図	※　作成する　　・　作成しない	
	⑤ 工事成績評定	受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は工事運行ﾏﾆｭｱﾙによる。）	
	⑥ アスベスト含有の建材	アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。	
	7　中間技術検査	低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	
	⑧ 建設工事における市内下請及び資材発注について	1　下請発注について 受注者は本建設工事の施工に当たり、工事の一部を下請企業に請け負わせて施工しようとする場合には、下請企業を上越市内企業の中から選定するよう努めるものとする。 2　建設資材発注について 受注者は本建設工事の施工に当たり、建設資材を発注しようとする場合には、納入企業を上越市内企業の中から選定するよう努めなければならない。また、上越市産資材がある場合には、他に優先して使用するよう努めるものとする。	
	⑨ 火災保険等	建設工事請負約款第５１条に基づき、受注者は工事目的物及び工事材料（支給材料含む）等を下記により火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）に付すものとする。 1　保険の種類 保険の種別は、下記のいずれかとする。 1）普通火災保険契約　2）火災建築保険契約　3）建設工事保険契約 4）組立保険契約 2　保険の対象 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）に火災保険を付すものとする。 工事目的物：工事出来高見込額相当分とする。 工事材料　：現場に搬入した検査済み工事材料とする。 支給材料　：受注者に引渡し済み支給材料。 但し、工事内容で基礎工事及び屋外工作物等については、保険に付する対象から除外することができる。また、継続工事での前回施設部分及び改築工事（修繕、改修、模様替え等を含む）での既製建築部分は保険契約の対象としない。 3　保険の時期、期間、金額　　加入期間及び金額は、受注者が下表により選択できる。	
	⑩ 建設副産物の利用/搬出実績	請負金額が100万円以上となる工事については、建設副産物の利用・搬出実績を把握するため、再生資源利用[促進]計画書[実施書]（国土交通省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ可能）を作成し、CDにて提出する。	
	⑪ ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータは、当該工事以外での使用を禁止する条件で、無償貸し出しする。	
	⑫ 墜落制止用器具	高さ5mを超える高所作業における墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。	
	⑬ 法定外の労働災害の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものの写しを、現場着手前に工事打合せ簿により監督員に提出すること。	

保険の種類	・　普通火災保険　　・　火災建築保険 ・　建設工事保険　　・　組立保険
付保の除外	・　杭工事　　・　地中埋設物
付加の時期	中間金請求前
保険の期間	引渡日迄
保険対象額	工事の請負金額から付加の除外部分の額を控除した金額以上の額

＜表－１＞　設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成８年版」による耐震安全性の分類			
		（・）特定の施設（　・　甲類　（・）乙類　）		・　一般の施設（　・　乙類　）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　　器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
中間階	機　　器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
地下・１階	機　　器	◯１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６

重要機器　：　・　配電盤　　・　発電装置　　・　直流電源装置　　・　交流無停電電源装置
・　交換機　　・　火災報知受信機　　・　中央監視装置　　（・）変圧器

上層階の定義　：　２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。

＜表－２＞　あと施工アンカー

1 共通事項	(1)　既設のｺﾝｸﾘｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄは原則として使用しない。やむを得ず既設のｺﾝｸﾘｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。また、引張強度の確認試験については次による。 （　　）
	(2)　あと施工ｱﾝｶｰについては機械設備工事標準図（施工19）による。
	(3)　穿孔作業には、専用ﾄﾞﾘﾙ、振動ﾄﾞﾘﾙやﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのﾄﾞﾘﾙへの表示やｽﾄｯﾊﾟｰ付きﾄﾞﾘﾙの使用等を行う。
2 重要機器用のあと施工ｱﾝｶｰ	(1)　重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ｱﾝｶｰは金属拡張ｱﾝｶｰ又は接着系ｱﾝｶｰとし、耐震計算にて選定を行う。
	(2)　金属拡張ｱﾝｶｰの仕様は、次による。 (7)　金属拡張ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の金属系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (4)　金属拡張ｱﾝｶｰのｾｯﾄ方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (9)　金属拡張ｱﾝｶｰ本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (ｴ)　ﾀﾞﾎﾞ筋の種類、径及び長さは図示による。
	(3)　接着系ｱﾝｶｰの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (7)　接着系ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の接着系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (4)　接着系ｱﾝｶｰは、ｶﾌﾟｾﾙ型とし、接着剤の材質及びｶﾌﾟｾﾙの種類は図示による。 (9)　接着系ｱﾝｶｰの埋込深さ及び許容引抜荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。
	(4)　あと施工ｱﾝｶｰの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ｱﾝｶｰ技術管理士又は主任技士を置く。
	(5)　あと施工ｱﾝｶｰ作業における技能者は、あと施工ｱﾝｶｰ工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あと施工ｱﾝｶｰ施工士とする。
	(6)　あと施工ｱﾝｶｰの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

＜表－３＞　用語の説明

（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去･新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し･再取付け」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。　[1-1.4.3]
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。

＜表－４＞　発生材の処理等

１．再生資材の利用
下表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規　格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備　考

２．建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下表の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備　考

３．建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下表の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称				
工事場所／施設所在地				
連絡先				
仮置場所の有無				
備考				

４．建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	電線・ケーブル類	金属くず	廃油	
処理施設名称	最寄りの処理施設			
施設所在地				
連絡先				
備考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
５．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、　同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
６．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
７．協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

＜表－５＞工事区分表

注）　原則○印を適用する。
ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項目		建	電	空	衛	昇			備考
躯体関係									
1.RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け		○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○							
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄしない軽微なもの		○	○	○				
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○				
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○							
仕上げ関係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を用しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電気関係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側
	機器と付属操作ｽｲｯﾁの取付け及び渡り配管配線			○	○				
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
流し台、ガス台		○							
便所手洗い カウンター		○							衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○				
誘導標識		○							誘導灯は電気設備
ガス漏れ警報器					○				ガス漏れ火災警報設備は電気設備
24H換気扇	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
湯沸器	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
上記以外換気扇スイッチ	機器納入、取付		○						

＜表－６＞機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

	名称		測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器		地上・上端	※　2,000
	引込開閉器		〃	※　1,800
電灯	分電盤		床上・中心	※　1,500（上端1,900以下）
	タンブラスイッチ	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	※　900～1,000
	コンセント	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
	〃	（台上）	台上・中心	※　150
	ブラケット	（一般）	床上・中心	※　2,100
	〃	（踊場）	〃	※　2,500
	〃	（鏡上）	鏡端・中心	※　150
	〃	（浴室）	床上・中心	※　天井高×0.9
	非常照明器具用遮断器		-	※　1,200
	避難口誘導灯		床上・下端	※　1,500以上
	廊下通路誘導灯		床上・上端	※　1,000以下
動力	壁掛型制御盤		床上・中心	※　1,500
	手元開閉器		〃	※　1,500（上端1,900以下）
	操作スイッチ・押ボタン		〃	※　1,300
電話	室内端子盤		床上・下端	※　300
	中間端子盤		床上・中心	※　1,500
	保安器箱		〃	※　天井高×0.9
	壁掛位置ボックス	（一般）	床上・中心	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
時計	壁掛形親時計		床上・中心	※　1,500（上端1,900以下）
	子時計		〃	※　天井高×0.9
拡声	壁掛形スピーカー		床上・中心	※　天井高×0.9
	壁付音量調整器		〃	※　1,300
表示・電鈴	表示盤		床上・中心	※　天井高×0.9
	壁付発信器		〃	※　1,300
	ブザー・ベル		〃	※　天井高×0.9
	押ボタン	（一般）	〃	※　1,300
	〃	（身障者用）	〃	900～1,000
インターホン	壁付インターホン		床上・中心	※　1,300
	身体障害者用		〃	※　1,000
	壁付位置ボックス	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
テレビ	機器収容箱		床上・中心	※　1,500
	テレビアウトレット	（一般）	〃	※　300
	〃	（和室）	〃	※　200
火災報知器	受信機・副受信機		床上・操作部	※　800～1,500
	専用総合盤		床上・中心	
	発信器		〃	
	ベル		〃	2,300
	消火栓・表示灯		〃	※　2,100
	試験器		〃	※　1,500
ガス警報器	ＬＰガス用		床上・上端	※　300以内
	都市ガス用		天井面・下端	※　300以内

工事名称	図面名称	縮尺		基本・実施・検図・完成図	19 01	承認	検図	担当者	製図者	備考
スポーツ公園野球場照明設備更新工事	特記仕様書（2）							竹原	渡辺	1. 2. 3.

空間設計堂 くうかんせっけいどう
住所／新潟県上越市大潟区土底浜3843-11　TEL025-535-5710
管理建築士　竹原哲二
一級建築士登録番号２６９８７０号

図面番号 No. 特 02

ｽﾎﾟｰﾂ公園野球場照明設備更新工事

工事概要

1.工事場所　上越市春日新田２丁目　地内

2.敷地面積　21032.63㎡

3.工事種目（工作物概要）

工作物名称	工事種別	構造	区分	高さ(m)		備考
スポーツ公園照明設備	改築	Ｓ造	鉄柱	26.5m		

仕様書

Ⅰ　共通仕様

1.本共通仕様及び特記仕様に記載されてない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」（以下「標仕」という。）による。

2.標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
(1)「工事請負契約書」を「上越市財務規則(昭和46年4月29日上越市規則第35号)別記(第173条関係)工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
(4)「請負者」を「受注者」に読み替える。

3.次の各号に該当する標仕の項目について、標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1)　1章　1.1.2用語の定義の(ア)、(セ)及び(ナ)
(2)　〃　1.4.2材料の品質の(1)及び(2)
(3)　〃　1.4.4材料の検査等の(1)
(4)　〃　1.6.1工事検査の(2)及び(3)

4.次に掲げる標仕の規定は、適用しない。
1章　1.1.2　用語の定義の(ニ)
〃　1.6.2　技術検査

別　表（建築工事）

号	項目	置き換えの標仕の規定
	1章　一般共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(ア)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。
		(セ)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。
		(ナ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査(ただし、②に係る検査を除く。)を含む。 ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第47条) ⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第49条)
(2)	1.4.2　材料の品質等	(1)工事に使用する材料は「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿（契約時の最新版）」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
		(2)使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるＪＩＳ又はＪＡＳの材料で、ＪＩＳ又は ＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (ｱ) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (ｲ) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (ｳ) 特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(1)工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ｱ) 工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマークを確認できる場合 (ｲ) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は、工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.6.1　工事検査	(2)約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3)(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第47条及び第49条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

Ⅱ　特記仕様

1.項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3.特記事項に記載の(　.　.　)内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
なお、(参考　・　)は標仕の「各部配筋　参考図」を表す。
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

章	項目	特記事項
①各章共通事項	1 工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ(CORINS)への登録	※請負工事費500万円以上の場合は登録する。 (1.1.4)
	2 概成工期	※無し　・有(工期　令和　年　月　日) (1.2.1)
	③ 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件 (1.2.2) ⊙地区の区分に応じた風速（Vo（m／sec））　⊙３０　・３２ ⊙地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・(Ⅲ)　・Ⅳ ・多雪地域の指定　積雪区分　建告示第１４５５号　別表（　）
	④ 監理技術者の要件	※建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1　建築工事の施工に関し、１０年以上の実務経験を有すること。 2　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後４年以上の実務経験を有すること。
	5 電気保安技術者	※要(　) (1.3.3)
	⑥ 発生材の処理等	２４追加特記　7「発生材の処理等」による。 (1.3.8)
	⑦ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	⑧ 技能士	(1.5.2) 適用工事種別 ／ 技能検定の職種 鉄筋工事 ／ ⊙鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンクリート工事 ／ ⊙型枠施工 鉄骨工事 ／ ⊙とび ﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ工事 ／ ・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工 防水工事 ／ ・アスファルト防水工事作業　・塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業　⊙シーリング防水工事作業 石工事 ／ ・石材施工（石張り施工） タイル工事 ／ ・タイル張り 木工事 ／ ・建築大工 屋根及びとい工事 ／ ・建築板金（内外装板金作業）　・スレート施工 金属工事 ／ ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 左官工事 ／ ⊙左官 建具工事 ／ ・サッシ施工　・ガラス施工 カーテンウォール工事 ／ ・カーテンウォール施工(ＰＣ)　・サッシ施工　・ガラス施工 塗装工事 ／ ⊙塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・ﾌﾟﾗｽﾃｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業） 植栽工事 ／ ・造園
	9 見本施工	※実施する(　) (1.5.5)
	10 化学物質の濃度測定	２４追加特記　8「化学物質の濃度測定」による。 (1.5.9)
	11 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 ※設計図の図面目録と同一の図面一式　※施工図一式 (1.7.1～1.7.3) ※建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ※下記による作成方法、提出部数とする。 ※図面は原図サイズにて製本し、　※完成図 2部　※施工図 1部　提出 （表紙及び背表紙（可能な場合に限る）に工事名、受注者名を入れること） ※ＣＡＤで作成した図面はデータ化し電子媒体にて提出する。 ※説明書はファイルに綴り　※ 2部　・　部　提出 ・その他監督員が指示した図面等　・　図　部　提出
	12 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	13 工事完成写真	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。　※提出部数　1部
	14 特別完成写真	写真専門業者の撮影した外観カラー写真　部提出する。(ネガ共) 大きさ　※キャビネ　・半紙　・電子データ（２００dpi/inch）
	15 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック（平成30年度版）」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数　部
	16 設備工事との取合い	２４追加特記　6「工事区分表」による。
②仮設工事	1 監督員事務所等	・監督員事務所　・10　・20　・35　・65　・　㎡程度を設ける。 (2.3.1) ・仮設事務所の中に監督員用空間を　㎡程度確保する。 ・監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・保護帽　2ケ　・雨具　着　・長靴　足　・安全帯　2組
	2 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	3 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	4 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
	⑤ 足場	外部足場は枠組足場とする。 (2.2.4) 「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づく足場の設置に当たっては、同ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの別紙１「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
③土工事	① 埋戻し及び盛土	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 (3.2.3)(表3.2.1)
	② 建設発生土の処理	⊙構内指示の場所（⊙敷き均し　・堆積） (3.2.5) ・構外搬出適切処理(指定場所：　) ・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする
④地業工事	① 試験	⊙試験杭 (4.2.1～4.2.4) 位置、本数及び寸法　※図示　⊙監督員の指示による ・杭の載荷試験　・鉛直載荷試験　・水平載荷試験 試験位置　※図示　載荷荷重　N/㎟ ・地盤の載荷試験　※平板載荷試験　・ 試験位置　※図示　載荷荷重　N/㎟
	② 既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業	種類 (4.3.1)(4.3.2) ⊙遠心力高強度プレストレストコンクリートくい（ＰＨＣ杭） ・外殻鋼管付きコンクリートくい（ＳＣ杭） ⊙プレストレスト鉄筋コンクリートくい（ＰＲＣ杭） 種類 ／ ｺﾝｸﾘｰﾄ強度(N/mm²) ／ 鋼管厚(mm) ／ 杭径(mm) ／ 杭長(mm) ／ 継手数 ／ ｾｯﾄ数 ／ 長期設計支持力(kN/本) ／ 備考 試験杭 上杭 / 中杭 / 下杭 本杭 上杭 / 中杭 / 下杭 ※図S-5参照 先端部形状　※開放形　・閉そく平たん形 (4.3.2) 施工法 (4.3.4～4.3.5) ・特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの) ・セメントミルク工法　支持地盤への掘削深さ　・1.5m程度　・ 支持地盤への根入れ深さ　・１m以上　・ 水平方向の位置ずれ精度　・100mm以下　・　mm以下 杭の継手　※アーク溶接（　）　・無溶接継手（　） (4.3.6) 杭頭の処理　※切断しない　・ (4.3.8) コンクリートの種別及び設計基準強度 (4.5.4)(表4.5.1) （　）種かつ（　）N/mm²　以上 セメントの種類　※高炉セメントＢ種　・ (4.5.4) 帯筋　※参考2.2④丸形(ロ)　・図示 (4.5.4) 掘削工法　・アースドリル工法(※安定液使用　・無水掘削) (4.5.5) ・リバース工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張　※行う　・行わない) ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.6) ・拡底杭工法　(※安定液使用　・　) 孔壁測定　・行う　・　行わない (4.5.5～4.5.6)
	3 場所打ちコンクリート杭地業	
	④ 砂利地業	※再生クラッシャラン　・　切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.2)
	5 床下防湿層	施工箇所　※建物内の土間ｽﾗﾌﾞ及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄ下（ﾋﾟｯﾄ下を除く）　・図示による (4.6.5)
⑤鉄筋工事	① 鉄筋の種別	(5.2.1)(表5.2.1) 種類の記号 ／ 呼び径(mm) ／ 備考 ・ＳＤ３４５ ／ D19,D22 ／ 異形鉄筋 ・ＳＤ２９５Ａ ／ D13,D16 ／ 異形鉄筋 ・
	② 鉄筋の継手及び定着	呼び名19mm以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　・重ね継手 (5.3.4) 継手位置　※各部配筋参考図による　・図示　定着長さ（　）
	③ 鉄筋の最少かぶり厚さ	最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5) ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による 施工箇所 ／ 表5.3.6の値に加える寸法(mm) 柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面 ／ ※１０　・ ・
	④ 帯筋	※Ｈ形(□は除く)　・ (参考2.2)
	5 最上階柱頭補強	※行う　・　行わない (参考2.1)
	6 壁開口部の補強	一般壁　※Ａ形　・Ｂ形　・図示 (参考4.4) 耐震壁　※図示
	7 梁貫通孔の補強形式	※Ｈ形　・ＭＨ形　・　Ｍ形 (参考7.1) ・既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの)
	8 圧接完了後の抜取検査	※超音波探傷試験　・引張試験 (5.4.9)
⑥コンクリート工事	① 普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度	設計基準強度 Fc(N/mm²) ／ 施工箇所 ／ スランプ ・２１ ／ ・建物躯体 ／ ・ ※２４ ／ ・基礎、被覆ｺﾝｸﾘｰﾄ ／ ・15 ⊙１８ ／ ・捨てｺﾝｸﾘｰﾄ ／ ・15 ・ ／ ・
	② ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの類別	※構造体ｺﾝｸﾘｰﾄ：発注強度=設計基準強度(Ｆｃ)+構造体強度補正値(Ｓ) ※Ⅰ類　・Ⅱ類 (6.2.1)(表6.2.1)
	③ セメントの種類	※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞセメント又は混合セメントのＡ種 (6.3.1)(6.3.2)(表6.3.1) ・高炉セメントＢ種（　） 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。 水和熱　7ｄ　352 J/g以下 28ｄ　402 J/g以下
	④ 骨材の品質	アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)(6.5.4) ・Ａ ※Ｂ(※コンクリート中のアルカリ総量Ｒｔ=3.0kg/m³以下)
	⑤ 混和材料の種別	※混和剤　・混和材 (6.3.1)
	6 無筋コンクリート	※下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。 (6.14.1) ・配管埋設用コンクリート　・防水層保護コンクリート　・捨コンクリート ・側溝類コンクリート　・裏込めコンクリート　・
	⑦ 型枠材料	外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。）の打増し厚さ　※20mm　・図示 (6.8.2) ひび割れ誘発目地　※図示　・監督員の指示による
	8 ｺﾝｸﾘｰﾄ躯体表面の処理	外装ﾀｲﾙ後張り面の躯体表面の処理 (6.8.3)(11.3.7)(15.3.4) ＭＣＲ工法又は（15.3.4）(C)による目荒らし工法とする。なお、目荒らし工法の場合は、モルタルの接着に適した粗面に仕上げる工法を 1.2.2「施工計画」による品質計画で定める。また、粗面の状態は、監督員の承諾を受ける。 適用範囲は１１章タイル工事 3コンクリート素地面の処理による。 コンクリートの増打ち厚さ　※２０mm　・
	9 コンクリート打放し仕上げ	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 ／ コーン穴の仕上げ面 ／ 厚さ ／ 施工箇所 ⊙Ａ種 ／ ⊙面うち　・　面と同一 ／ ※12mm　・　15mm ⊙Ｂ種 ／ ⊙面うち　・　面と同一 ／ ※12mm　・　15mm ・Ｃ種 ／ ・ ／ ・12mm
	10 寒中コンクリート	・適用する　※適用しない (6.11.1)
⑦鉄骨工事	① 鉄骨の製作工場	・監督員の承諾する製作工場 (7.1.3) ⊙建築基準法第７７条の４５第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈳日本鉄骨評価センター又は（株）全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Ｈグレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
	2 施工管理技術者	※適用する　・適用しない (7.1.3)(7.1.4)
	③ 鋼材	鋼材の材質 (7.2.1)(表7.2.1) 種類の記号 ／ 使用箇所 ／ 規格等 構造図による ／ ／ ※JIS規格による ※JIS規格による
	④ 高力ボルト	※ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ　・ＪＩＳ形高力ﾎﾞﾙﾄ　・溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ (7.2.2) ・その他建築基準法に基づき認定を受けたもの（　）
	⑤ 工作図	高力ボルト及び普通ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ※建築工事監理指針による　・図示
	⑥ 開先形状	※鉄骨工事技術指針による　・図示 (7.6.4)
	⑦ スカラップ	※図示による　・監督員の指示による (7.6.7)
	⑧ 溶接部の試験	ＡＯＱＬ　※４．０％　・２．５％ (7.6.12) 検査水準　※第６水準　・図示 (7.6.12)(表7.6.2) 試験の種別 ／ 試験箇所 ／ 試験方法 ・超音波探傷試験(UT) ／ ／ ※標仕7.6.12(ｲ)による ・放射線試験(RT) ／ ／ ・マクロ試験 ／ ／
	9 デッキプレートの溶接	・焼抜き栓溶接　・アークスポット溶接 (7.7.8) ・隅肉溶接　・
	10 耐火被覆	(7.9.2～7.9.6) 種別 ／ 所要性能及び適用構造区分 ・耐火材吹付け ／ ・乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ ・半乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ ・湿式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ ・ ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り
	⑪ アンカーボルトの保持及び埋込み工法	※構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ(形状、寸法は図示による。) (7.10.3) ・建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ(・Ａ種　※Ｂ種) (表7.10.1)
	⑫ 柱底均しモルタル	※Ａ種　・Ｂ種 (表7.10.2)
	13 錆止め塗料塗り	※Ａ種　・Ｂ種 (表18.3.1)
⑧コンクリートブロック・ＡＬＣパネル及び押出成形セメント板工事	1 補強ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	ﾌﾞﾛｯｸの種類等 (8.2.2)(8.2.3)(8.2.5) 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ ／ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 適用箇所 ・ ／ ・無　・有 モルタルの調合（容積比）　・セメント（　）：砂（　） 各部の配筋　※図示　・監督員の指示による
	2 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ帳壁及び塀	ﾌﾞﾛｯｸの種類等 (8.3.2)(8.3.3)(8.3.4) 断面形状及び圧縮強さによる区分 ／ 正味厚さ(mm) ／ ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ ／ 高さ ／ 化粧の有無 ／ 適用箇所 ・空洞ﾌﾞﾛｯｸC（16） ／ ／ ／ ／ ・無　・有 ・型枠状ﾌﾞﾛｯｸ20 ／ ／ ／ ／ ・無　・有 ・ ／ ／ ／ ／ ・無　・有 塀の厚さ　・ 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※図示　・ 各部の配筋　※図示　・監督員の指示による
	3 ＡＬＣパネル	(8.4.2～8.4.5)(表8.4.2)(表8.4.3) 種類 ／ 単位荷重(N/㎡) ／ 厚さ(mm) ／ 取付け工法種別等 ・外壁パネル ／ ・1180　・1960 ／ ・100 ／ ・A種　・B種 ※平パネル ／ ／ ・120 ／ ／ ・意匠パネル ／ ／ ・ ／ ／ ・間仕切パネル ／ ／ ・80　・100 ／ ・C種　・D種　・E種 ※平パネル ／ ／ ・ ／ ／ ・屋根パネル ／ ・980 ／ ・100 ／ ※標仕8.4.5による ・床パネル ／ ・2350　・3530 ／ ・100　・150 ／ 耐火性能・有り(・1時間　・2時間)
	4 押出成形ｾﾒﾝﾄ板（ＥＣＰ）	(8.5.2～8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2) 施工箇所 ／ 表面形状 ／ 厚さ(mm) ／ 幅(mm) ／ 工法 ／ 耐火性能 ・外壁ﾊﾟﾈﾙ ／ ※ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ・A種 ／ ※有り(　) ・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ・B種 ／ ・無し ・ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ／ ・間仕切壁ﾊﾟﾈﾙ ／ ※ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ・B種 ／ ※無し ・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ・C種 ／ ・有り(　) ・ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ ／ ／ ／ ／
⑨防水工事	1 アスファルト防水	(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3)～(表9.2.9) 種別 ／ 施工箇所 ・ＡＩ－１ ・ＡＩ－２ ・Ａ－２ ・Ｄ－２ ・ＢＩ－２ アスファルト　※３種 (9.2.2) 断熱工法の断熱材　厚さ(mm)　※ 25　・ (9.2.2) 材質　屋根保護防水断熱工法　※JIS A 9521押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ3種bA(ｽｷﾝ層付) 材質　露出防水断熱工法　※JIS A 9521発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材若しくは、JIS A 9521硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号 乾式保護材の材料 (9.2.2) 種類 ／ 寸法(mm)：厚さ×幅 ／ 適用 ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板（窯業系ﾊﾟﾈﾙ） ／ ※Ⅰ類 ／ ※１５　× ／ ※無石綿に限る ・ ／ ・Ⅱ類 ／ ・　× ／ ／ ・金属複合板 ／ ／ ※１２　× ／ ／

工事名称	図面名称	縮尺	基本	実施	検図	完成図	承認	検図	担当者	製図者	備考
スポーツ公園野球場照明設備更新工事	特記仕様書 (3)	A1 – A3 –	・	⊙	・	・			竹原	竹原	1. 2. 3.

19 01.　.

空間設計堂（くうかんせっけいどう）
住所／新潟県上越市大潟区土底浜3843-11　TEL025-535-5710
管理建築士　竹原哲二
一級建築士登録番号26９８７０号

図面番号 No. 特 03

⑨ 防水工事

2 改質アスファルトシート防水

(9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1)～(表9.3.3)

種別	施工箇所
・	
・	

3 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水

(9.4.2)(9.4.3)(表9.4.1)(表9.4.2)

種別	厚さ	施工箇所	仕上塗料塗り	使用分類
・			・シルバー	・非歩行
・			・カラー	・軽歩行

接着工法の場合 (9.4.3)
脱気装置 種類 ※製造所の仕様 ・
設置数量 ※製造所の仕様 ・ ㎡当たり１箇所
ＰＣコンクリート部材下地 (9.4.4)
目地処理(接着工法) ※図示
入隅部の増張り(S-F1、SI-F1工法の場合) ・行わない ・行う(幅 mm程度)

4 塗膜防水

(9.5.2)(9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	施工箇所	備考
・Ｘ－１		仕上塗料塗り
・Ｘ－２		・シルバー ・カラー

種別 Ｘ－１の脱気装置
・設ける 種類 ※製造所の仕様 ・
設置数量 ※製造所の仕様 ・ ㎡当たり１箇所

⑤ シーリング

下表以外は標仕表9.7.1による。 (9.7.2)(表9.7.1)

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
照明鉄塔被覆ｺﾝｸﾘｰﾄ廻り	MS-2

接着性試験 (9.7.5)
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(施工部位)
ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる

6 防水の保証等

※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合員の施工とし、受注者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。

工法種別	施工箇所	保証期間
・ 工法		１０年間
・ 工法		１０年間
・ 工法		１０年間

10 石工事

1 天然石張り

石の種類 (10.2.1)
床用石材 ※２等品 ・１等品（施工場所 ）
壁及びその他の石材 ※１等品 ・２等品（施工場所 ）
石の種類・表面仕上げ (10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

施工箇所	種類	産地・名称	厚さ(mm)	仕上げの種類

2 テラゾ張り

種石の種類 ※大理石 ・ (10.2.1)
表面仕上げ ※本磨き ・ (表10.2.2)

3 床及び階段の石張り

床石張りの石裏面処理 ・ 行う (10.6.2)
屋内のワックス掛け ・ 行う (10.1.5)

11 タイル工事

1 セラミックタイル

タイルの種類 (11.2.2)

施工場所・用途	形状寸法(mm)	耐凍害性 あり	耐凍害性 なし	うわぐすり 施釉	うわぐすり 無釉	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。
役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
タイルの見本焼き ※ 行わない ・ 行う（※外装タイル ・ ）

2 壁タイル張り工法

内装タイル ・改良積上げ張り (11.2.7)(表11.2.3)
外装タイル ・密着張り・改良積上げ張り・改良圧着張り
ユニットタイル（内装タイル以外） ・マスク張り・モザイクタイル張り
下地モルタル塗り ※標仕15.3.5
タイルの試験張り ※行わない ・行う（※外装タイル ・ ）

3 コンクリート素地面の処理

・ＭＣＲ工法 ・目荒らし工法 (11.2.7)
施工範囲 ※ 図示

12 木工事

1 表面仕上げ

(12.1.4)(表12.1.1)(表12.1.2)

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・ Ａ種	
	・ Ｂ種	
	・ Ｃ種	
手加工	・ Ｈ－Ａ種	
	・ Ｈ－Ｂ種	
	・ Ｈ－Ｃ種	

2 製材

(12.2.1) (12.4.1) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1)(表12.2.1)(表12.2.2)

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質
			※ 2級 ・				
			※ 2級 ・				
			※ 2級 ・				

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質
見え掛り面			※ 上小節 ・				
見え掛り面以外			※ 小節以上 ・				

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	材面の品質
			※ 1等 ・	※ 10%以下 ・		
			※ 1等 ・	※ 10%以下 ・		
			※ 1等 ・	※ 10%以下 ・		

14 金属工事

6 金属成形板張り

(14.6.2)(表14.2.1)

形状	製法	材種	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面処理	色合い
・ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形	・押出し ・ロール	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・			・BB-1種 ・BB-2種 ・	無着色 ・ﾌﾞﾗｳﾝ系
・ﾊﾟﾈﾙ形	※ﾌﾟﾚｽ ・					・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ

伸縮調整継手 ※設けない ・設ける（施工箇所は図示） (14.6.3)

7 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木

オープン形式アルミニウム製笠木の種類 (14.7.2～3)(表14.2.1)(表14.7.1)

種類	呼称肉厚(mm)	表面処理及び色合い		固定間隔・方法
・250形	1.6以上	・BA-1種	・ﾌﾞﾗｳﾝ系	建築基準法に基づき指定する条件により定める
・300形	1.8以上	・BA-2種	・ﾌﾞﾗｯｸ	
・350形	2.0以上	・	・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・				

コーナー部及突当たり部等の役物は笠木本体製造所の仕様による。

8 手すり及びタラップ

(14.2.1)(14.8.2～3)(表14.2.2)

種類	材料の種別	表面処理
・手すり	※ｽﾃﾝﾚｽsus304	※ＨＬ程度 ・鏡面程度 ・
	・鉄	亜鉛めっき 外部 ※Ｃ種 ・ 内部 ※Ｅ種 ・
・タラップ	※ｽﾃﾝﾚｽsus304	※研磨なし ・
	・鉄	亜鉛めっき 内外部 ※Ｃ種 ・

⑮ 左官工事

① 床コンクリートの直均し仕上げ

下表以外は標仕表6.2.5及び標仕15.4.2による (表6.2.5)(15.4.1)(15.4.2)

施工箇所	平たんさ（mm）	備考
基礎、根巻ｺﾝｸﾘｰﾄ天端		

2 仕上塗材仕上げ

(15.6.2)(表15.6.1)

種類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｅ	※砂壁状 ・着色骨材砂壁状
	・内装薄塗材Ｅ	砂壁状じゅらく
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌 ・凸部処理 ※凹凸状
	・複層塗材Ｅ	耐候性 ※３種 ・２種 ・１種
	・複層塗材ＲＥ	上塗材
	・防水形複層塗材Ｅ	溶媒 ※水系 ・溶剤系
	・防水形複層塗材ＲＥ	樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 ・
	・	・ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系
	・	外観 ※つやあり ・つやなし
	・	・ﾒﾀﾘｯｸ
	・	防水形は増塗を行う。

3 しっくい塗り

防火材料の指定 ※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。 (15.6.2)
※施工箇所

室名	部位

※左官業者
新潟県左官業協同組合（平成26年12月31日に解散した新潟県左官同業会を含む。以下、同様。）の組合員が、新潟県左官業協同組合主催の「漆喰塗り技能者資格講習会」の修了者立ち会いのもとで施工すること。ただし、これによることができない場合は、理由及び施工者を明らかにした書面を提出し、監督員の承諾を受けて施工するものとする。
※材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法
「既調合しっくい塗り標準仕様書」（新潟県土木部都市局営繕課）による。

16 建具工事

1 見本の製作等

・見本の製作 （建具番号 ） (16.1.4)
・特殊な建具の仮組等（建具番号 ）

2 防犯建物部品

※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） (16.1.6)

3 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具

外部に面する建具の性能等級等(ｺﾝｸﾘｰﾄ下地及び鉄骨下地) (16.2.2)(表16.2.1)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０	
※Ｂ種	Ｓ－５	・	・	・	
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	・	

外部に面する建具の性能等級(木下地) (16.2.2)(表16.2.2)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ｄ種	Ｓ－２	Ａ－３	Ｗ－３		
・Ｅ種	Ｓ－３	Ａ－３	Ｗ－３		

表面処理 (16.2.4)(表14.2.1)

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※BB-１種 ・BB-２種 ・	・無着色 ・標準色（※ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ） ・
内部建具	・BC-１種 ・ ・BC-２種	・無着色 ・標準色（※ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）

4 樹脂製建具

外部に面する樹脂製建具の性能等級(ｺﾝｸﾘｰﾄ下地及び鉄骨下地) (16.3.2)(表16.3.1)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	Ｗ－４		
・Ｂ種	Ｓ－５		Ｗ－５		
・Ｃ種	Ｓ－６				

外部に面する樹脂製建具の性能等級(木下地) (16.3.2)(表16.3.2)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ｄ種	Ｓ－２	Ａ－４	Ｗ－３		
・Ｅ種	Ｓ－３				

外部に面する樹脂製建具の遮音性能等級

種別	性能等級	施工箇所
・Ｔ－Ａ種	Ｔ－１	適用箇所は建具表による
・Ｔ－Ｂ種	Ｔ－２	

外部に面する樹脂製建具の断熱性能等級

種別	性能等級	熱貫流率（W/（㎡·K）	施工箇所
・Ｈ－Ａ種	Ｈ－４	2.91以下	適用箇所は建具表による
・Ｈ－Ｂ種	Ｈ－５	2.33以下	
・Ｈ－Ｃ種	Ｈ－６	1.90以下	

17 ガラス留め材

ガラス留め材 (16.14.2)(表9.7.1)

建具の種類	材種
アルミニウム製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ※ｶﾞｽｹｯﾄ（FIX部はｼｰﾘﾝｸﾞ材）
鋼製及び軽量鋼製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材
ステンレス製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材

18 ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ積み

(16.14.5)

寸法(mm) 呼び寸法	寸法(mm) 厚さ	表面形状 色調	表面形状 パターン	性能等 防火性能	性能等 耐火性能
		※クリア ・		※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製	・標仕16.2.3のｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具の材料による
・	・

化粧目地モルタルの色 ※モルタル色 ・
シーリング材料
下記以外は標仕表9.7.1による (16.14.5)(9.7.2)(表9.7.1)

被着体の組合せ	シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分

19 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
※ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	第２種	※内張り ・外張り	飛散防止率 95%以上
・			

品質 JIS A 5759による

⑱ 塗装工事

1 素地ごしらえ

せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面の継ぎ目処理工法の場合 (18.2.7)(表18.2.7)
種別 ※Ａ種 ・Ｂ種（施工箇所： ）

2 錆止め塗料塗り

２回目の錆止め塗料塗り (18.3.3)
・鉄骨等の製作工場 ・工事現場

3 耐候性塗料塗り

鉄工面耐候性塗料塗りの上塗り塗料 (18.7.2)
・１級 ・２級 ・３級
亜鉛メッキ鋼面耐候性塗料塗りの上塗り塗料 (18.7.3)
・１級 ・２級 ・３級
ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面耐候性塗料塗りの種別 (18.7.4)
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種

④ 塗装業者

※日本塗装工業会の会員 ・監督員の承諾する業者

19 内装工事

1 ビニル床シート

(19.2.2)

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※ＦＳ・ＴＳ	※無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	※2.0
・発泡層のあるもの	・ＨＳ・ＫＳ	※柄物 ・無地	
・			

工法 ※熱溶接工法 ・突付け（施工箇所 ） (19.2.3)

2 ビニル床タイル

(19.2.2)

種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
※ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＫＴ	※2.0	
・単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＴＴ	・	
・複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＦＴ	・	
・置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＦＯＡ	・	
・薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	ＦＯＢ	・	

3 誘導用、注意喚起用床材

視覚障害者用床ﾀｲﾙ (19.2.2)

適用箇所	種類	寸法(mm)	形状
屋内	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系	※300×300 ・	ﾌﾞﾛｯｸﾊﾟﾀｰﾝ JIS T 9251 による 色彩は黄色を 原則とする
	・ﾚｼﾞﾝｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300 ・	
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ	・	
屋外	・ｺﾝｸﾘｰﾄ系	※300×300×60 ・300×300×30	
	・磁器又はせっ器ﾀｲﾙ	・	

4 ビニル幅木

(19.2.2)
厚さ(mm) ※1.5 ・ ・
高さ(mm) ※60 ・75 ・100

5 帯電防止床ﾀｲﾙ

(19.2.2)

種類	厚さ(mm)	性能
・ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※2.0 ・	体積抵抗値(JIS K 6911による)
・ﾎﾓｼﾞﾆｱｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	※4.0又は4.5	$1.0×10^9$ Ω以下、 又は、
・	・	漏洩抵抗値(JIS A 1454による)
・	・	$1.0×10^{10}$ Ω未満

6 カーペット敷き

・織じゅうたん (19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1)

種別	織り方	ﾊﾟｲﾙ形状	帯電性	色・柄等
・Ａ種	・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	人体帯電圧	※単一色(無地)
・Ｂ種	・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※3kV以下	・柄物(標準品)
・Ｃ種	・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・	

・タフテッドカーペット (19.3.2)(19.3.3)(表19.3.2)

ﾊﾟｲﾙ形状	ﾊﾟｲﾙ長(mm)	工法	帯電性
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	※5.0～7.0 ・	※全面接着工法	人体帯電圧
・ﾏﾙﾁﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟ	※4.0～6.0 ・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	※3kV以下
・ﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※4.0		・
・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・		

・タイルカーペット (19.3.3)

種別	ﾊﾟｲﾙ形状	電気抵抗値(Ω)	寸法	層厚	施工箇所
※第一種	※ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※適用しない	※500角	※6.5mm	・
・	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・10^9 Ω以下	・	・	・

7 合成樹脂塗り床

(19.4.2)(19.4.3)(表19.4.4～表19.4.8)

種別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上 ・防滑仕上 ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ工法（※平滑 ・防滑）
	・厚膜流し展べ工法（※平滑 ・防滑）
	・樹脂モルタル工法（※平滑 ・防滑）
	・薄膜型塗床工法

8 枯補償及び枯損処理

期間 ※引渡しの日から１年間 (23.3.4)(23.3.6)(23.4.7)(23.5.5)
・ 年間 ・ 年 月 日迄

9 屋上緑化システム

土壌層 ※改良土 ・人工軽量土 (23.5.2)(23.5.3)
・厚さ mm
排水層 ・軽量骨材（厚さ mm） ・板状成形品 (23.5.3)
・透水排水管

※「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造体力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年5月31日付け 建設省告示第1458号）による風圧力に対応した固定工法を標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。

24 追加特記

① 公共事業労務費調査への協力 ※協力する

② 工事監理方式 共同監理 (・)有り ・ 無し

③ 適用基準等 ・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
※工事運行マニュアル（上越市都市整備部建築住宅課営繕室作成）

④ 総合図 ※作成する

⑤ 工事成績評定 ※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

⑥ 工事区分表

注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項目		建	電	空	衛	昇	備考
躯体関係							
1.RC造(梁・壁・床)の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○	
	補強を要する型枠材及び取付け	○					
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○					
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○	
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○					
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○	
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○					
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○		
	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で押さえｺﾝにｱﾝｶｰしない軽微なもの		○	○	○		
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○		
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○					
仕上げ関係							
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○		
	開口部の墨出し		○	○	○		

⑥ 工事区分表

注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項目		建	電	空	衛	昇	備考
電気関係							
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○		二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○				一次側
	機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線			○	○		
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）							
天井材	取外し再取付(各種配管配線作業用)	○	△	△	△		小規模は要協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△		小規模は要協議
流し台、ガス台		○					
便所手洗いｶｳﾝﾀｰ		○					衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○		
ガス漏れ警報器					○		
24H換気扇	機器納入				○		取付は電気設備
連動スイッチ	取付		○				機器納入は衛生設備
湯沸器	機器納入				○		取付は電気設備
連動スイッチ	取付		○				機器納入は衛生設備

⑦ 発生材の処理等

1 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
再生砕石	RC-40	地業工事	最寄りの再生ﾌﾟﾗﾝﾄ	

2 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

工事名称	図面名称	縮尺				
スポーツ公園野球場照明設備更新工事	特記仕様書（4）	A1 － A3 －	・基本 (・)実施 ・検図 ・完成図	19 01. .		

承認	検図	担当者	製図者	備考
		竹原	竹原	1. 2. 3.

空間設計堂 くうかんせっけいどう
住所／新潟県上越市大潟区土底浜3843-11 TEL025-535-5710
管理建築士 竹原哲二
一級建築士登録番号２６９８７０号

図面番号 No. 特 04

㉔ 追加特記

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称	
工事場所／施設所在地	
連絡先	
仮置場所の有無	
備考	

④ 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬出する廃棄物名	ｺﾝｸﾘｰﾄ、木くず、金属くず
処理施設名称	最寄りの処理施設
施設所在地	
連絡先	
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤ 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑦ 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

8 化学物質の濃度測定

1)測定時期

・測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。

・測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時と工事完了時に、それぞれ行う。

※測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、６）の措置を講じる時間を見込むこと。

2)測定対象物質

※ホルムアルデヒド　（指定値0.08ppm以下）

※トルエン　（指定値0.07ppm以下）

※キシレン　（指定値0.05ppm以下）

※エチルベンゼン　（指定値0.88ppm以下）

※スチレン　（指定値0.05ppm以下）

・パラジクロロベンゼン　（指定値0.04ppm以下）

3)測定室

・　　・　　室（測定箇所　　箇所）

・　　・　　室（測定箇所　　箇所）

・　　・　　室（測定箇所　　箇所）

4)測定方法

測定機器

※パッシブ型採取機器

・監督員の承諾する機器

測定要領

※測定前の措置

測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

※測定は次のイ～ハによる。

イ　上記測定前の措置の状態のままで測定する。

ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう１０時３０分から１８時３０分までの時間帯で測定する。

ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。

※その他

上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

5)測定結果の分析

※測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し濃度を測定する。

6)測定結果が指針値を超えた場合の措置

※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度４）、５）により、測定を行う。

7)報告書の提出

※測定結果の報告書を監督員に提出する。

9 中間技術検査

・本工事は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。

・低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。

㉔ 追加特記

⑨ アスベスト含有の建材

※アスベスト含有の建材は使用しない。

ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

⑩ 建設工事における市内下請及び資材発注について

１　下請発注について

受注者は本建設工事の施工に当たり、工事の一部を下請企業に請け負わせて施工しようとする場合には、下請企業を上越市内企業の中から選定するよう努めるものとする。

２　建設資材発注について

受注者は本建設工事の施工に当たり、建設資材を発注しようとする場合には、納入企業を上越市内企業の中から選定するよう努めなければならない。また、上越市産資材がある場合には、他に優先して使用するよう努めるものとする。

⑪ 火災保険等

建設工事請負約款第５１条に基づき、受注者は工事目的物及び工事材料（支給材料含む）等を下記により火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）に付するものとする。

１　保険の種類

保険の種別は、下記のいずれかとする。

１）普通火災保険契約　２）火災建築保険契約　３）建設工事保険契約

４）組立保険契約

２　保険の対象

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）に火災保険を付すものとする。

工事目的物：工事出来高見込額相当分とする。

工事材料　：現場に搬入した検査済み工事材料とする。

支給材料　：受注者に引渡し済み支給材料。

但し、工事内容で基礎工事及び屋外工作物等については、保険に付する対象から除外することができる。また、継続工事での前回施設部分及び改築工事（修繕、改修、模様替え等を含む）での既製建築部分は保険契約の対象としない。

3　保険の時期、期間、金額　　加入期間及び金額は、受注者が下表により選択できる。

保険の種類	・　普通火災保険　　・　火災建築保険 ・　建設工事保険　　・　組立保険
付保の除外	・　杭工事　　・　地中埋設物
付加の時期	中間金請求前
保険の期間	引渡日迄
保険対象額	工事の請負金額から付加の除外部分の額を控除した金額以上の額

⑫ 建設副産物の利用・搬出実績

請負金額が100万円以上となる工事については、建設副産物の利用・搬出実績を把握するため、再生資源利用[促進]計画書[実施書]（国土交通省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ可能）を作成し、CDにて提出する。

⑬ ＣＡＤデータ

設計図ＣＡＤデータは、当該工事以外での使用を禁止する条件で、無償貸し出しする。

⑭ 安全対策

・施設を使用しながらの工事であるため、適切な安全対策を行い施工すること。

・工事範囲への立ち入り禁止措置を行うこと。

・外部足場には、全面に養生シート（ネット状）を設置すること。

・騒音、振動、粉じん対策を行い施工すること。

（工法の検討、作業範囲の囲い、設備の設置等）

・工事に先立ち、必要に応じて周辺住民に対して工事説明を行うものとする。

15 アスベスト含有建材の処理について（外壁改修工事）

外壁調査の結果、外壁塗材にアスベストが含有されているため、次のとおり処理すること。

該当作業

※脆弱塗膜部除去作業

※既存シーリング撤去作業（外壁塗材付着部のみ）

・

・

追加処理方法

※アスベスト除去作業に伴う法定掲示板作成、設置及び立入禁止措置

※HEPAフィルター付集塵機、防護服及び防護マスク使用

※作業範囲の床面のビニルシート養生

※作業足場の全面メッシュシート養生

※集塵材の管理型最終処分場での処理

※既存シーリング撤去におけて、外壁塗材の付着箇所の集塵装置併用による手工具での撤去

※施錠できる保管庫の設置及び除去したアスベスト含有物の保管庫での管理

上記以外については、「改修標仕」9.1による

16 木材利用推進

・本工事に使用する木材のうち、杉は「上越地域産材」を使用する。

ただし、止むを得ないと監督員が認めた場合は「新潟県産材」とすることができる。（上越地域産材とは上越市・妙高市地域における森林から生産された木材をいう）

⑰ 墜落制止用器具

高さ5mを超える高所作業における墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。

⑱ 法定外の労働災害の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものの写しを、現場着手前に工事打合せ簿により監督員に提出すること。

工事名称	図面名称	縮尺				承認	検図	担当者	製図者	備考
スポーツ公園野球場照明設備更新工事	特記仕様書（5）	A1 ～ A3 ～	・基本 ⊙実施 ・検図 ・完成図	19 01.　.				竹原	竹原	1. 2. 3.

空間設計堂くうかんせっけいどう
住所／新潟県上越市大潟区土底浜843-11　℡.025-535-5710
管理建築士 竹原哲二
一級建築士登録番号２６９８７０号

図面番号 No. 特 05